

日向市職員措置請求書

日向市長に関する措置請求の要旨

1 請求の要旨

(1) だれが：十屋日向市長

(2) いつ、どのような

令和5年8月28日日向市総合体育館整備事業水泳場解体工事請負契約(以下「本件契約1」)締結、令和5年9月15日日向市総合体育館設計及び建設工事請負契約(以下「本件契約2」)締結

(3) どのような理由で違法または不当であるか

「本件契約1」は、公共サービス基本法第2条及び第3条3号及び4号に基づく、日向市民及び地区住民の日常生活及び社会生活を円滑に営むために必要な基本的な需要を満たすために日向市から公共の利益の増進に資する行為(適切な公共サービス)を受ける権利、そして公共サービスを選択する機会を確保する権利及び公共サービスの実施について意見を反映する権利を侵害するものである。

同時に、「本件契約1」は、憲法第13条及び25条に基づく日向市民及び地区住民の環境権を侵害するものである。

また、「本件契約2」締結行為は、大王谷プールが解体されなければ日向市総合体育館は物理的に施工が不可能であるので、違法な「本件契約1」及びその履行を前提とした「本件契約2」(日向市総合体育館設計施工契約)は違法である。

(4) 損害

違法な「本件契約1」の履行によって、大王谷プール利用によって日向市民及び地区住民が享受することができる付加価値が失われた。また、「本件契約1」請負金額56,166,000円という公金支出は、それ自体損害である。さらに、当該付加価値を提供する大王谷プールという公共施設自体が失われ、仮に原状回復する場合は、その原状回復費用は、本来「本件契約1」の履行がなければ不要であるから損害である。

(5) 請求措置

「本件契約1」については、十屋日向市長個人に対する損害賠償請求、「本件契約2」については、無効確認。

2 請求者

(住所) 宮崎県日向市浜町3丁目29番地

(氏名) 黒木 紹光

地方自治法第242条第1項の規定により別紙事実証明書を添え必要な措置を請求
します。

令和5年12月25日

日向市監査委員 様